

所長挨拶



流山区画整理事務所
所長 岩岡 良

春陽の候、地権者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

流山区画整理事務所長の岩岡良でございます。

木地区の皆様には平素より本事業の推進に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地区におきましては、平成11年度より、鋭意事業を進めており、地区内においては道路などの公共施設や宅地造成工事を実施し、より一層土地活用が図られるようにしてまいりたいと思っています。

また、戸建て住宅や大型のマンション、大型商業施設の立地も進むなど、にぎわいも増してきているところです。

今後とも職員一同、一層の事業推進に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

住民説明会の開催報告

開催日 平成30年2月25日(日)・26日(月)

第3回事業計画変更に関し、住民の皆様を対象に、主に変更内容と変更理由について説明を行いました。

出席者 25日(日) 135名、26日(月) 50名



【説明内容】

- ・現事業計画と変更内容の概要を説明。(事業期間を2年6カ月延伸、事業費を約26億円増額)
- ・今後の工事展開を説明。(平成29・30・31年度の工事展開)
- ・変更手続きの流れを説明(平成30年3月末告示予定)

【主な質疑】

質問1. 現在、仮の住所となっていますが、正式な住所になるのはいつからですか。

回答1. 換地処分公告を平成33年9月30日に予定しており、新しい町名地番に関しては、その翌日から使うことになります。また、流山市から住所変更に関する文書が送付され、そこに新しい住所が記載されています。

質問2. 清算金について教えてください。

回答2. 清算金は、減歩を少なく取っている方から徴収するものと、減歩を多く取った方に交付するものがあり、換地処分の際、その土地について所有権を有している方にお出しする換地処分通知に金額が記載されています。なお、支払いは、金額に応じて最長5年の分割払いが可能です。

通常は測量誤差の清算ですので少額ですが、建付地等で減歩緩和されている方については、一定額が発生することになります。

事業計画変更について

■第3回事業計画変更

事業の進捗に伴う精査により、事業期間及び資金計画の変更を行います。

なお、増額となった事業費に対しては、千葉県及び流山市が拠出しますので、地権者の皆様への新たな負担は生じません。

【変更内容】

①事業期間の延伸

平成11年3月29日 ~ 平成31年3月31日(現計画)



2年6ヶ月の延伸

平成11年3月29日 ~ 平成33年9月30日(変更後)

②全体事業費の増額

約306億円(現計画)



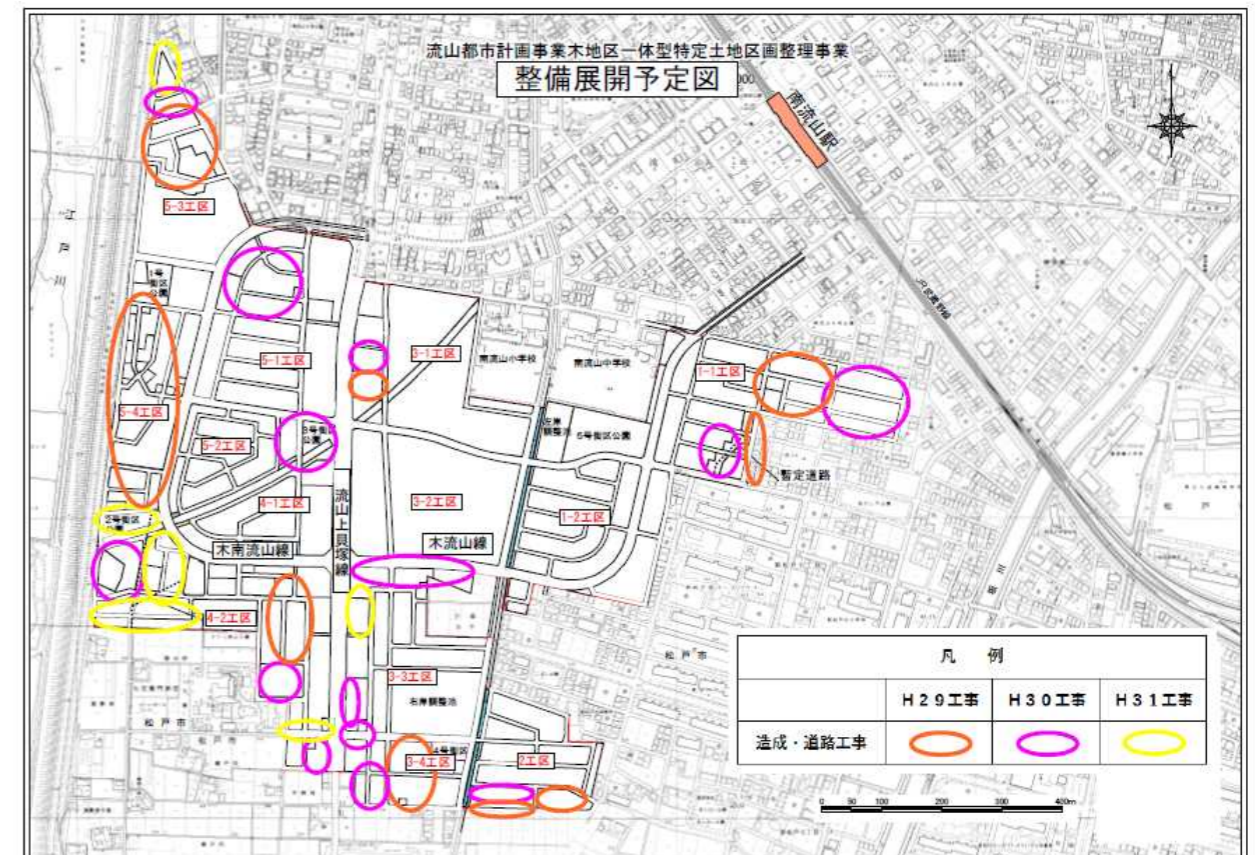
約26億円の増額

約332億円(変更後)

【変更手続きの流れ】

- ・平成30年2月16日 土地区画整理審議会
- ・平成30年2月25日・26日 権利者説明会
- ・平成30年3月上旬 流山市への意見照会
- ・平成30年3月下旬 事業計画変更の告示

平成29年度～平成31年度 整備展開予定図



※ 今回の整備展開予定図については、現段階での予定であり、今後の事業展開、土地使用等の状況、関係機関との協議により変更される場合があります。